

2017 特装車とトレーラ展

会期 ◆ 2017(平成29)年6月8日(木)～10日(土)・3日間 会場 ◆ 幕張メッセ

主催 ◆ 特装車とトレーラ展運営委員会(株日新)

後援 ◆ 国土交通省・経済産業省・全日本トラック協会(予定)

出 展 規 定

1. 出展物の範囲

軽四・小型・中型・大型トラック、トレーラ等の商業車、特装車、特種車、特別仕様車及びそれらに関連・付随する一切の機器、部品、用品、資材等。運送業務等に関連する物流機器、通信機器、コンピュータ類、及びそれらに関連するソフト、用品等。また、当運営委員会が本展示会の目的に合致すると認めた製品、関係図書類等。

2. 出展物の保護と責任

出展物の保護については出展者が責任を負うものとし、天災などの不可抗力による紛失、及び会場内で発生した事故等による滅失あるいは毀損について、当運営委員会で賠償の責任は負いません。また、出展物の搬入出、施工、実演等において、事故発生防止の見地より当運営委員会が危険と判断する場合には、その作業方法の継続の制限、変更もしくは中止を求めることがあります。なお、出展者の展示物ならびにそれに付随する一切の行為によって事故が発生したときは、損害賠償その他の一切の責任は当該出展者に帰属する旨ご了承下さい。

3. 出展者の常駐と夜間警備

会期中、及び搬入出時において出展関係者は必ず自社ブース内に常駐し、自らの責任において出展物等の管理にあたって下さい。なお、会期中、及び出展物搬入後の一般的な夜間警備については、当運営委員会委託の専門警備会社によって行ないます。夜間警備時間は通常午後5時から翌朝9時までとなります。

4. 免責事項と損害賠償

出展準備から撤去までの全期間を通じ、出展物、及びその他の物品が滅失または毀損した場合でも、原因のいかんを問わず、当運営委員会では賠償の責任は負いかねますことをご了承下さい。出展者は損害保険の付保など、自社小間内では自己の責任において万全の管理を行って下さい。また、出展者または出展者の代理人が展示会場の建造物、付帯設備、備品等に損傷を与えたり、紛失させるなどした場合は、当該出展者の責任となります。

5. 規定の遵守と変更

出展者、及び出展関係者は当運営委員会が設定した各種規定を遵守し円滑な展示会運営に協力する責任を負います。ただし、特に当運営委員会における判断上やむをえない事情が生じた場合、当運営委員会は上記各規程を変更することがあります。

6. 残留物品の責任

搬入出時、会期中に自社小間内で発生した残材やゴミを、小間内、または通路等に放置した場合は、相当分の撤去処分に要した費用を申し受けます。

7. 展示場所の位置決め

会場内における展示場所の位置決めは、申込み時期、来場者の順路と全体効果などを考慮して検討しますが、原則として当運営委員会に一任して頂きます。

8. 出展料の特別割引

今回の当運営委員会では、2017(平成29)年1月31日までに出版お申込みをいただき、2017(平成29)年2月28日までに出版料の全額をお支払い戴くことを条件として、出展料の10%を割引く《特別割引》制度を実施します。《特別割引》をご希望の場合は、本出版申込書表面の「特別希望」ボタンにチェックを入れてご提出下さい。なお、《特別割引》では申込み後に小間・スペースを減数することはできません。

9. 出展解約条件

出版申込締切日(2017年3月31日)を過ぎでの出版解約については下記の条件でのペナルティー費用が発生致しますのでご了承下さい。

- * 2017(平成29)年4月28日まで、出展料の30%を申し受けます。
- * 2017(平成29)年5月31日まで、出展料の50%を申し受けます。
- * 2017(平成29)年6月1日以降、出展料の全額を申し受けます。

10. お支払期日とその他の費用

出版料のご請求書はお申込み時点で随時発行いたします。出版料は2017(平成29)年4月28日・(特別割引の場合は2017年2月28日)までに(株日新)の指定銀行口座にご送金下さい。また、その他の電気幹線工事代(電力使用料を含む一次側電気幹線工事代)、アンカーボルト打設費等は展示会終了後に料金を算出して各出展者別にご請求いたします。これらの費用は立替金となりますので請求書発行日から1ヶ月以内にご送金ください。